

当院からのご案内

みはら歯科クリニックは保険医療機関です

- **個人情報保護法を順守しています。**

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使用しません。

- **新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い**

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

- **当院では診療情報の文書提供に努めています。**

当院は以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています

（令和8年6月1日現在）

- **初診料（歯科）の注1に掲げる基準**

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

- **歯科外来診療医療安全対策加算1**

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

- **歯科外来診療感染対策加算1**

当院では院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

- **歯科治療時医療管理料**

患者さまの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

- **電子的歯科診療情報連携体制整備加算2**

- ・当院では、歯科医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さまの薬剤等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。
- ・当院では、算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で発行しております。

□ 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

在宅で療養している患者さまへの歯科訪問診療を行います。

□ 在宅患者歯科治療時医療管理料

歯科訪問診療時に必要に応じて、全身状態の変化等を把握するため、患者さまの血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行います。

□ クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

緊急時に円滑な対応ができるよう、下記の医科保険医療機関と連携しています。

連携先保険医療機関名：市立伊丹病院

電話番号：072-777-3773



みはら歯科クリニック

管理者（院長）：三原佑介